

## ⑧再弁明書に対する反論

(1月9日に提出した再反論書より、市職員の名前を仮名とし、本文をそのまま掲載します)

私たちは、障害者が地域で暮らすための制度がほとんどなかった時から、バサーを行いお金を作りボランティアを募集したりしながら24時間の介助を実践し、さいたま市(旧浦和市含む)と話し合いを重ねながらその実践を制度へとつなげ、さいたま市とともに障害者が地域であたりまえに暮らすということを進めてきました。

その当時の市職員は、私たちの要望を受け取り幾度となく話し合いの場も設定してくれ、真摯に障害者が地域で暮らすということを考えてくれていて、障害者が地域で暮らすことに関わる法律や制度は、結果的に私たちの実践の後を追いかける形でできてきました。

市と私たちとの話し合いの中では当初から、度々、障害者の介助を行う従業者(以下、介助者という)の資格のことが問題になっていました。資格のことが問題については、こちらの状況を市につまびらかにした上で話し合いをしていて、その後あった監査でも資格のことを席上で話してもいます。

措置制度から支援費制度に変わった時には、全国でも介助者の資格化に対する抗議運動が拡がり、国はみなし資格を定めることになりました。その後、支援費制度から障害者自立支援法の全面施行となる2006年10月直前の9月27日、28日の両日に渡り行ったさいたま市と私たちとの話し合いを経て、担当者との折衝を行い、市の裁量で

なし資格でこれまで通り介助ができる形で、今に至っています。

(1)事業所の指定取消や介護給付費の返還請求という処分の要因となつたのはこの介助者の資格のことであり、あらためてこのみなし資格について確認をしたい。

国が定めているみなし資格の要件は、2006年3月31日時点で経験を有する者となっている。となると、2006年10月1日以降について市の裁量でやるとしたみなし資格は、国の法律から外れていることになる。

そのことは、国と県、市が介護給付費をそれぞれの割合に応じて負担することになっているので、市の裁量でやると言った部分を市は国や県に対して不正請求していたということにもなるのではないかと。若しくは、国や県がその状況を黙認しその額を支払っていたということになる。

市の裁量でやるとしたみなし資格が国の法律から外れているのであれば、このみなし資格自体が資格の黙認ということにもなる。これはまた見方を変えれば、障害者が地域であたりまえに暮らすために必要とな24時間の介助保障という当時の法律を超えたことを実現するために、市と私たちで話し合いを重ね、障害者が地域であたりまえに暮らすということを進めてきていたというだけで密な関係にあったということである。

その中で市は黙認していたと安易に言うつもりはないが、先に記した通り市職員は要望等を受け取り、真摯に障害者が地域で暮らすということを考えて提案してくれて、そのことが、当時のさいたま市の障

害者に対する介助保障時間を全国でもトップクラスのものしていたのである。

(2)私たちと市、国のこういった関係が考えられる一方で、市の裁量で行うとしたみなし資格について、しっかりとした検証が必要である。なぜなら、要綱の内容によって、市が資格のことについて黙認をしていた証左となり得るからである。

要綱の内容によっては、みなし資格の申請書のデータが残っている2007年、2008年は市が黙認していたということにもなり、もし要綱自体を作成していないということであれば、市の裁量で行うとしたことがまさに黙認となる。

事実を確認する上で何度も「要綱を出してください」と障害政策課の職員に伝えていたが、「要綱は無い」との返答。「書類の保存期間が過ぎてしまっている」ということがその理由とされるが、私たちが書類があるのか無いのかの確認をすることはできない。もしこの要綱の存在の確認が取れないということであれば、市の裁量で行うとした2006年10月以降のみなし資格自体が、市が黙認という形を作りながら行っていたことに他ならない。

(3)2006年9月の話し合いの後、市の中で私たちとの話し合いの内容がきちんと引き継ぎなされず、黙認という形だけが残っていた可能性は大きい。その証明となると思われる2021年10月にあった車の助成金のことで市の担当団体との電話でのやり取りの記録を提出する。

この記録は、市担当職員との電話でのやり取りの内容を当団体の内部にメールで報告したものであり、

内部内でのメールのやり取りも含めツリー構造のままになっている。なお、宛先の各人のアドレスは、個人情報のため黒塗りにして伏せています。

電話でやり取りをする事になった経緯は、当団体が日本郵便年賀寄付金配分事業という助成金に車両購入で申請するにあたって都道府県知事若しくは市長の意見書が必要となり、市の障害支援課に問い合わせたことによる。

意見書を書くかどうか検討が必要とのことで、このやり取りの中で「介助者に資格を取らせるなら意見書を書く」という発言が電話対応した市職員のFさんからあった。「上司と相談してまた連絡します」とのこと、最終的には、2024年10月に当事業所が指定更新になるので、それまでにサービスマス提供責任者と職員2人が初任者研修を取ると約束できるなら今回の意見書を書く、ということでした。

この意見書の内容は、助成金の申請期限まで時間がなく、私たちの中で介助者の資格についてどうするか議論を重ねる時間がなかったのもあり取り下げるようになったが、このやり取りの中で市が当団体の介助者の資格のことについて知っており、これまで黙認をしていたということが窺える。

このやり取りの事実は審査請求において重要な意味を持つものであり、記録の中に名前が出てくるFさんや当時の職員に聞き取りや部署内でどういった話があったのか等の調査を行い、その内容を回答していただきたい。

(4)市の裁量で行うとしたみなし資格のことも、2010年2月に市の担当職員から提案された24時

間に6時間をプラスして介護給付費を請求することについても、本来ならこれらのことを法に則った形に変えていかなければならなかったにも関わらず行わなかった、という市の不作為と言えるのではないかと。

市の黙認、不作為があったにも関わらず指定取り消しと返還請求という処分をしたことは、行政の権利の濫用であり、信義則に反している。

(5)また、2024年8月の行政処分の際のマスコミ報道によれば、「2023年2月の定期監査の際に不正が発覚。2022年9月には今回の行為があった旨の書面が市に届いていた」とある。市の担当職員はこの2021年10月の時点で当団体の介助者の資格状況を知っていて黙認をしていたということにも関わらず、市は市の体裁を保つために虚偽の内容を報道させたということになる。

これは行政という権力を使ったあまりにも酷い対応であり、監査の際に行つた介助者の資格確認についても、再弁明書の3頁17行目からのように「みなし資格の確認に重きを置いた調査は当初想定していなかった。」と国が定めた資格を全部列挙せずに資格確認を行って、その結果をもとに指定取消及び介護給付費の返還請求を行おうとしていたり、市の対応はあまりにも乱暴であり、権利の濫用に当たる。

(6)加えて、保存期間が過ぎたため市には書類がないということも盾にして、事実を記した聴聞の際の証拠書類や反論書等の当団体が提出した書類について、市ではそういった事実を確認することはできないとするのは、まさに市民や事業所に対

する裏切り、行政という権力の濫用ではないか。

書面の内容や黙認をしていたのかどうか等、当時の担当職員に事実を確認することができるとも関わらず、そうした聴取や事実確認を行わずに、書類がない、そういった事実の確認がとれない、提出された証拠だけでは証明できないとするのは、乱暴である。

行政処分に対する弁明書や審査請求の反論書の中で、当時の職員に確認はしたのかと質問しているにも関わらず、それに対しても市からは回答がない。職員への聴取は事実を裏付けるためにも重要なものであり、早急に行い、あるいはすでに行っているのであれば、その聴取した内容を回答すべきものであると考える。(以上)